平成２１年（フ）第１４５号
北海道登別市登別東町４丁目45―７、住民票上の住所北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地　カンエイＡＰ103
債務者　瀧本　寛徳
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
北海道室蘭市寿町２丁目４番17号
債務者　増子　順一
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２０号
北海道室蘭市東町２丁目17番３号　サンハイツ201号
債務者　竹越　史男
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
北海道白老郡白老町大町３丁目６番39―103号
債務者　大坂　寛子（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第１号
北海道稚内市緑５丁目７番６号
債務者　石田　美香
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第２０号
釧路市大町８丁目１番11号
債務者　細口　拓也
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第５号
北海道斜里郡小清水町字小清水773番地の５
債務者　山本　禎幸
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第６号
北海道斜里郡斜里町文光町35番地２
債務者　小関　志歩
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
盛岡市玉山区薮川字大の平70番地
債務者　田麦　正樹
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１４号
岩手県宮古市近内１丁目２番３―201号　キクチアパート
債務者　平山　勝雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１１９号
岩手県奥州市胆沢区若柳字林尻85番地、住民票上の住所秋田県南秋田郡五城目町馬場目字中村１番地
債務者　青山　広秋
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１２号
岩手県奥州市胆沢区南都田字塚田211番地３
債務者　高橋　　淳
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１３号
岩手県奥州市水沢区字田小路44番地３　きく工房３号
債務者　高橋　俊孝
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第１４号
岩手県奥州市水沢区字笹森谷地56番地30
債務者　佐々木宏志
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第６１号
群馬県富岡市富岡925番地１
債務者　青井　明美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３２号
埼玉県東松山市幸町５番30号
債務者　屋代　明子（旧姓成川）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５２号
埼玉県児玉郡上里町大字金久保231番地１　プラネット203号
債務者　今井伊佐子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月28日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部